

実現方策の実績評価基準 新旧対照表 (1 / 4)

項目	修正案	修正前
<p>(1)より安全・安心で良質な水の供給</p> <p>ア.水源の水質保全</p>	<p>評価指標： <u>水源清掃活動の実施回数</u> <u>実施実績</u></p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料3-3」 のとおり 目標値 <u>水源清掃活動の実施回数</u> <u>1回</u> 基準年度：H23年度（1回）</p> <p>水源：ダム・河川・水路・湖沼など、埼玉県の水源となっているところとする。</p> <hr/> <p>水源の水質保全是継続することが必要なことから、水源清掃活動を継続させているかを評価基準とします。</p>	<p>評価指標： 水源清掃活動の実施回数対基準年度比率 =（当該年度の実施回数 / 基準年度の実施回数）× 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 水源清掃活動の実施回数対基準年度比 <u>100%</u> 基準年度：H23年度（1回）</p> <p>水源：ダム・河川・水路・湖沼など、埼玉県の水源となっているところとする。</p> <hr/> <p>水源の水質保全是継続することが必要なことから、水源清掃活動を継続させているかを評価基準とします。</p>
<p>(1)より安全・安心で良質な水の供給</p> <p>イ.原水の水質及び水質基準強化に対応した浄水処理の実施</p>	<p>評価指標： <u>水質基準適合率</u> =（<u>水質基準適合回数</u> / 全検査回数）× 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料3-3」 のとおり 目標値 <u>水質基準適合率</u> <u>100%</u></p> <p>全検査回数については、水質検査計画に基づく浄水・受水地点での定期水質検査の回数とする。（浄水7,554回/年、受水地点5,368回/年 計12,922回/年）</p> <hr/> <p>供給する水が水質基準に<u>適合している</u>かを評価基準とします。</p> <hr/> <p>評価指標： <u>給水末端八口酢酸類濃度の水質基準濃度達成率</u> =（<u>給水末端八口酢酸類濃度の水質基準濃度達成日数</u> / <u>全検査日数</u>） <u>× 100</u></p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料3-3」 のとおり 目標値 <u>水質基準適合率</u> <u>100%</u></p> <hr/> <p>供給する水の八口酢酸類濃度が水質基準に<u>適合している</u>かを評価基準とします。</p>	<p>評価指標： 水質基準不適合率 =（水質基準不適合回数 / 全検査回数）× 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 水質基準不適合率 <u>0%</u></p> <p>全検査回数については、水質検査計画に基づく浄水・受水地点での定期水質検査の回数とする。（浄水7,554回/年、受水地点5,368回/年 計12,922回/年）</p> <hr/> <p>供給する水が水質基準不適合となっていないかを評価基準とします。</p>

実現方策の実績評価基準 新旧対照表 (2 / 4)

項目	修正案	修正前
<p>(1)より安全・安心で良質な水の供給</p> <p>エ. 水源から給水栓までの統合的な水質管理</p>	<p>評価指標： 県水の割合が高い受水団体の給水栓の<u>水質基準適合率</u> $= (\text{水質基準適合回数} / \text{全検査回数}) \times 100$ 転換率 90%以上の団体を県水の割合が高い受水団体とする。</p> <p>評価基準 評価方法 別紙「資料3-3」 のとおり 目標値 <u>水質基準適合率 100%</u></p> <hr/> <p>県水の割合が高い給水栓においても、水質基準に適合しているかを評価基準とします。</p>	<p>評価指標： 県水の割合が高い受水団体の給水栓の水質基準不適合率 $= (\text{水質基準不適合回数} / \text{全検査回数}) \times 100$ 転換率 90%以上の団体を県水の割合が高い受水団体とする。</p> <p>評価基準 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 水質基準不適合率 <u>0%</u></p> <hr/> <p>県水の割合が高い給水栓においても、水質基準不適合となっていないかを評価基準とします。</p>
<p>(3)運営基盤の強化</p> <p>ウ. 民間活力の導入も含めた組織体制の再構築</p>	<p>評価指標： <u>1人あたり水道業務経験年数</u> $= \text{全職員の水道業務経験年数の合計} / \text{全職員数}$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料3-3」 のとおり 目標値 <u>1人あたり水道業務経験年数 14.8年/人</u> 基準年度：H23年度 (<u>14.8年/人</u>)</p> <hr/> <p>民間活力を導入したとしても、事業を担う職員の確保・育成ができていのかどうかを評価基準とします。</p>	<p>評価指標： 全職員の水道経験年数率 $= (\text{全職員の水道経験年数の合計} / \text{全職員の勤続年数の合計}) \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 全職員の水道経験年数率 基準年度比 <u>100%</u> 基準年度：H23年度 (69%)</p> <hr/> <p>民間活力を導入したとしても、事業を担う職員の確保・育成ができていのかどうかを評価基準とします。</p>
<p>(4)事業を通じた社会貢献</p> <p>イ. 電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入</p>	<p>評価指標： CO₂排出量削減率 $= \{ 1 - (\text{CO}_2 \text{排出量} / \text{基準排出量}) \} \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料3-3」 のとおり 目標値 CO₂排出量削減率 基準排出量の <u>15%削減</u> (工業用水の柿木浄水場を含む)</p> <hr/> <p>地球温暖化対策推進条例で定める大規模事業所に相当する浄水場等における、第二計画期間(平成27年度～平成31年度)のCO₂排出目標として示された削減率15%を評価基準とします。 基準排出量：下記の合計 ・大久保、行田、新三郷、柿木 各浄水場の平成14～16年度排出量の平均値 ・庄和浄水場及び吉見浄水場 平成17～19年度排出量の平均値 ・上赤坂中継ポンプ所 平成16～18年度排出量の平均値</p>	<p>評価指標： CO₂排出量削減率 $= (1 - \text{CO}_2 \text{排出量} / \text{基準排出量}) \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 CO₂排出量削減率 基準排出量の <u>15%削減</u> (工業用水の柿木浄水場を含む)</p> <hr/> <p>地球温暖化対策推進条例で定める大規模事業所に相当する浄水場等における、第二計画期間(平成27年度～平成31年度)のCO₂排出目標として示された削減率15%を評価基準とします。 基準排出量：下記の合計 ・大久保、行田、新三郷、柿木 各浄水場の平成14～16年度排出量の平均値 ・庄和浄水場及び吉見浄水場 平成17～19年度排出量の平均値 ・上赤坂中継ポンプ所 平成16～18年度排出量の平均値</p>

実現方策の実績評価基準 新旧対照表 (3 / 4)

項目	修正案	修正前
<p>(5)利用者サービスの向上</p> <p>イ. 水道利用者及び受水団体が理解しやすい広聴広報活動の充実</p>	<p>評価指標： <u>水道広報活動の実施回数</u> <u>実施実績</u></p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料3 - 3」 のとおり 目標値 <u>水道広報活動の実施回数 10回</u> 基準年度：H23年度（10回）</p> <p>水道広報活動：県が企画した、不特定多数への広報活動、施設見学会、出前講座及びこれに準じるものとする。2日以上連続した取組はまとめて1回と数える。</p> <hr/> <p>水道広報活動を企画実施することで、広く水道利用者に県営水道について理解をしてもらうため、広報活動を実施しているかを評価基準とします。</p>	<p>評価指標： 水道広報活動の実施回数対基準年度比 = (当該年度の実施回数 / 基準年度の実施回数) × 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 水道広報活動の実施回数対基準年度比 <u>100%</u> 基準年度：H23年度（10回）</p> <p>水道広報活動：県が企画した、不特定多数への広報活動、施設見学会、出前講座及びこれに準じるものとする。2日以上連続した取組はまとめて1回と数える。</p> <hr/> <p>水道広報活動を企画実施することで、広く水道利用者に県営水道について理解をしてもらうため、広報活動を実施しているかを評価基準とします。</p>
<p>(5)利用者サービスの向上</p> <p>ウ. 水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給</p>	<p>評価指標： <u>水道水の味やにおいへの満足度</u> <u>(アンケートによる、味やにおいに不満がある以外の回答の合計)</u></p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料3 - 3」_ のとおり 目標値 <u>水道水の味やにおいへの満足度 100%</u></p> <hr/> <p>水道利用者及び受水団体のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた良質な水を供給することで、<u>飲み水としての水道への満足度が向上</u>しているかを評価基準とします。</p>	<p>評価指標： 水質への不満度（アンケートによる）</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 水質への不満度 <u>ビジョン策定時と同程度</u> ビジョン策定時：29.5%</p> <hr/> <p>水道利用者及び受水団体のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた良質な水を供給することで、水質への不満を減少しているかを評価基準とします。</p>

実現方策の実績評価基準 新旧対照表 (4 / 4)

項目	修正案	修正前
(5)利用者サービスの向上 ウ.水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給	<u>(削除)</u>	評価指標： 水道水を飲用利用していない人の割合（アンケートによる） 評価基準： 評価方法 別紙「資料5」 のとおり 目標値 水道水を飲料利用していない人の割合 <u>ビジョン策定時と同程度</u> ビジョン策定時：20.6%
	<u>(削除)</u>	水道利用者のニーズに応じた良質な水を供給することで、水道水の飲用利用者の割合が向上しているかを評価基準とします。